

東京歯科大学専修科規程

(目的)

第1条 本学に、歯学に関する専門分野につき、特別な知識と技能の修得を図るため専修科を置く。

(専修科)

第2条 専修科には、臨床専門専修科と一般専修科を置く。

(臨床専門専修科)

第3条 臨床専門専修科生は、各講座・研究室における専門分野毎に定めた専修プログラムに従って、専門の知識と技能を修得する。

2 修得期間は、1年を単位とする。

3 専修プログラムの内容、評価方法等は、別に定める。

(一般専修科)

第4条 一般専修科生は、各講座・研究室において歯学に関する専門分野における特別な知識と技能を修得する。

2 修得期間は、3ヵ月を単位とする。

(入学)

第5条 専修科に入学を希望する者は、「専修科入学志願書」(様式1)に、履歴書を添付して学長に提出するものとする。

2 専修科の入学は、教授会の議を経て学長がこれを許可するものとする。

(入学資格)

第6条 専修科に入学を希望することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 歯科大学又は大学歯学部を卒業し、歯科医師国家試験に合格した者

ただし、平成18年以降の歯科医師国家試験に合格した者については、歯科医師臨床研修を修了した者

(2) 前号と同等以上の学力があると認められた者

(3) 外国人留学生の場合、当該国の歯科医師免許証、あるいはこれと同等の証明書を有する者

(入学定員)

第7条 専修科の定員は、次の通りとする。

(1) 臨床専門専修科：別に定める。(毎年度募集に当たり公表する。)

(2) 一般専修科：1講座・研究室若干名

(授業料)

第8条 専修科に係る授業料は次の通りとする。

(1) 臨床専門専修科：年額40万円

(2) 一般専修科：3ヵ月10万円

2 授業料は、入学を許可された日から10日以内に納付するものとする。

(修了証書の交付等)

第9条 臨床専門専修科生が所定のプログラムを修了したときは、修了証書を交付する。

(入学時期)

第10条 臨床専門専修科の入学時期は、別に定める。(毎年度募集に当たり公表する。)

2 一般専修科の入学時期は、随時とする。

(運営組織)

第11条 専修科の円滑な運営を図るため、東京歯科大学専修科運営委員会を置く。

2 東京歯科大学専修科運営委員会に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。